

広市教総学第24号
令和元年9月24日

広島市立学校通学区域審議会委員長 様

広島市教育委員会



広島市立小学校の廃止に伴う通学区域の設定について（諮問）

このことについて、下記のとおり改廃を行いたいので、広島市立学校通学区域審議会規則（昭和40年広島市教育委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、諮問します。

記

1 小学校の通学区域の廃止及び改正について

区分	学校名	通学区域	位置
現行	飯室小学校	安佐北区の安佐町大字飯室、安佐町大字小河内	安佐北区 安佐町大字飯室1544
	久地小学校 (廃止)	<u>安佐北区の安佐町大字久地(ただし、久地南学区分を除く。)</u>	安佐北区 安佐町大字久地4477-2
統合後	飯室小学校 (改正)	安佐北区の安佐町大字飯室、安佐町大字小河内、 <u>安佐町大字久地(ただし、久地南学区分を除く。)</u>	安佐北区 安佐町大字飯室 1544

(説明)

令和2年4月1日廃止予定の久地小学校の通学区域を、統合予定の飯室小学校の通学区域に含めようとするものである。